2017 年 12 月

会員各位

原稿募集：保険法制定 10 年（特集）

保険学雑誌編集委員会

来年（2018 年）12 月に発刊予定の保険学雑誌では、以下のとおり、保険法制定 10 年に関する特集を予定しています。つきましては、会員諸氏からの投稿を募集しますので、奮って応募してください。

１．企画理由

周知の通り、保険法については、保険学雑誌 2007 年 12 月号（599 号）の「保険契約法の現代化と保険事業－平成 19 年度大会共通論題－」、保険学雑誌 2009 年 12 月号（607 号）の「保険法特集号：立法化されなかった論点」、保険学雑誌 2010 年 3 月号（608 号）の「新保険法の課題と展望－平成 21 年度大会シンポジウム」において、保険法に関するシンポジウムと共通論題の報告論文および保険法をテーマとする特集号への投稿論文を掲載した。

保険法制定趣旨に則り保険・訴訟実務を対応していく一方、急速な高齢化社会の進展、民法等の改正、及び判例の積み重ねの中で学問的・実務的にもさらに詳細に検討すべき新たな課題が出てきている。

そこで、保険法が制定されて来年で 10 年を迎えるこの機会に、改めて保険法について分析・検討することは極めて有益であると考えられ、保険学雑誌の『保険法制定 10 年特集号』（テーマは「保険法制定 10 年」）を組むこととした（2018 年 12 月刊行予定）。

２．募集内容

（１）募集する論文

広く保険法に関する事象を分析・検討する学術論文

（２）募集対象者

会員諸氏から広く執筆希望者を募ることとする。そのうえで、編集委員会が論題のバランス等を考慮しながら執筆依頼者を選定して、原稿の執筆を依頼する。したがって、論文の種類としては、「依頼論文」となる。

なお、「依頼論文」であるので、当学会の大会と部会における報告は、投稿要件ではない。ただし、執筆者が希望する場合には、当学会の大会と部会において、投稿内容について事前に発表報告することも可とする。

（３）特集（号）全体の構成

いかなる論文執筆希望が会員諸氏から表明されるか不明であるので、会員諸氏からの執筆希望をとりまとめたうえで、全体の構成等を決定する予定である。

なお、当学会の大会と部会における報告にもとづく論文のうち保険法に関するものも、本特集（号）に併せて掲載する可能性がある。

（４）執筆要領

保険学雑誌編集方針（保険学雑誌や学会ウェブサイトに掲載）のとおり（刷り上がり原則 20 頁以内、最大 30 頁以内）。

３．刊行スケジュール

（１）執筆希望者募集：2017 年 12 月（保険学雑誌および学会ウェブサイト）
（２）執筆希望者募集締め切り：2018 年 3 月 9 日（金）
（３）執筆依頼者決定：2018 年 4 月
（４）執筆依頼：2018 年 4 月
（５）原稿締切：2018 年 8 月末
（６）刊　行　：2018 年 12 月

４．応募要領

執筆を希望する会員は、次の事項を、2018 年 3 月 9 日（金曜日）までに、学会事務局に連絡ください。

なお、執筆を希望する場合であっても、原稿執筆を依頼しない場合があり得ることをお含み置きください（上記２(2)参照）。

① 氏　名：
② 所　属：
③ 役　職：
④ テーマ（仮題）：

（締め切り）　2018 年 3 月 9 日（金曜日）
（連絡先）　gakkai@jsis365.onmicrosoft.com